

雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上の取組推進に向けて

目 的

- 水災害の頻発化・激甚化、危機的な渇水リスクの高まりが懸念される中、災害リスクの軽減、健全な水循環の維持又は回復等するためには、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、**流域における雨水貯留浸透施設の整備等を流域全体で推進することが重要です。**
- 本パンフレットは、雨水貯留・涵養機能に関する取組について、関係省庁の取組事例や支援制度を整理し、とりまとめました。

〇雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上の取り組み例



問い合わせ先

内閣官房水循環政策本部事務局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎3号館2階

代表電話番号 03-5253-8389

雨水の貯留・涵養機能の維持及び向上に関する近年の動向

水循環基本法(平成26年7月1日施行)

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第14条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講じるものとする。

水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 貯留・涵養機能の維持及び向上

健全な水循環の維持又は回復のため、社会資本整備や土地利用等において、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を流域全体で推進する。

水循環基本計画で重点的に取り組む3本柱

- ① 流域マネジメントによる水循環イノベーション ~流域マネジメントの更なる展開と質の向上~
- ② 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~
- ③ 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ~健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献~

2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現

~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~

【状況】

- 地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水などのリスクが懸念。
- 災害に強くない国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても人命・財産や重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要。

【新たな基本計画における該当分野】

- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- (1) 危機的な渇水への対応
- (2) 災害への対応
- (3) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
- (4) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- (5) 水の効率的な利用と有効利用
- (10) 地球温暖化への対応

【新たな基本計画における取組例】

- 大規模自然災害への対応 大規模な水災害、地震災害等による被害を防止・最小化するため、ハード・ソフト一体となった重要な水インフラ(河川、上下水道、農業水利施設等)における防災・減災、国土強靱化のための対策を実施。
- 危機的な渇水への対応 気候変動による危機的な渇水を想定し、渇水リスクの評価に関する調査研究を行うとともに、リスク管理型の水の安定供給、渇水対応タイムラインの作成等の渇水への適応策を推進。
- 水インフラの戦略的な維持管理・更新等 老朽化した水インフラの長寿命化、適切な更新・耐震化等に向けた戦略的な維持管理・更新策を推進。
- 貯留・涵養機能の維持・向上等 グリーンインフラの整備など森林・河川・農地・都市等での総合的な取組を推進するとともに、持続可能な地下水の保全と利用を推進。



令和元年東日本台風による被害(千曲川)



更生工法による延長寿命化(下水道)



水田湛水(福井県大野市)

水循環基本計画の3本柱の2番目の柱(概要)

国土強靱化基本計画(平成26年6月閣議決定、30年12月変更)

(個別施策分野の推進方針)

(10) 国土保全

地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について~あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換~(令和2年7月社会資本整備審議会答申)

6.2 「流域治水」への転換

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ

【ためる、しみこませる】
【県・市、企業、住民】
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用

【ためる】
【国・県、市、利水者】
治水ダム等の建設・再生、治水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用

【安全に流す】
【国・県、市】
河床掘削、砂防堤、雨水排水施設等の整備

【氾濫水を減らす】
【国・県】
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

② 被害対象を減少させる

よりリスクの低いエリアへ誘導
【市、企業、住民】
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等
被害範囲を限定する
【市】
二線堤等の整備

治水ダム等の建設・再生
田んぼ等の治水利用
遊水地の整備
堤防の強化
貯留施設の整備

③ 被害の軽減・早期復旧・復興

土地のリスク情報の充実
【国・県】
水災害リスク情報の空白地帯解消

避難体制を強化する
【国・県、市】
河川水位等の長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
【企業、住民】
工場や建築物の浸水対策、BCP(事業継続計画)の策定

住まい方の工夫
【企業、住民】
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等

支援体制を充実する
【国・企業】
住民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
【国・県、市】
排水門等の整備、排水強化

県：都道府県
市：市町村
【 】：想定される対策実施主体

「流域治水」の施策のイメージ

グリーンインフラ推進戦略(令和元年7月国土交通省とりまとめ)

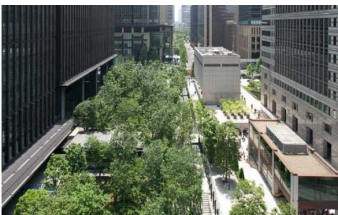
4. グリーンインフラの活用を推進すべき場面

(1) 気候変動への対応

我が国では、短時間強雨や大雨の発生頻度の増加、都市化の影響も加わった気温上昇等の気候変動が顕在化しており、今後もそれらの進行が予想される。(中略)

具体的には、都市空間(公園、水辺、歩道、農地、その他のオープンスペースや建築物等)を最大限に有効活用して、土壌や浸透性舗装等を活用した雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策を推進することが考えられる。雨水貯留浸透対策を推進するに際しては、土壌や地質、地下水位等の状況を踏まえつつ、公共施設の整備のみならず民間の都市開発や土地利用も含め、エリア全体での継続的・漸進的な取組を推進することが有効と考えられる。

グリーンインフラの取り組み事例



←大手町の森
(東京都千代田区)
オフィス街に森を再現
様々なビジネスシーンに
自然環境を提供

地域住民による緑地の管理→
(新潟県見附市)
約120人規模の市民ボランティア
グループによって運営



主な支援制度

(事業)

省庁 部局・課名	連絡先	事業名	事業概要
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 河川事業 流域貯留浸透事業	地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進する 【事業主体】 地方公共団体 【補助率】1/3
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付	03-5253-8432(直通)	社会資本整備総合交付金事業 下水道事業 新世代下水道支援事業制度 水環境創造事業(水循環再生型)	下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るもの 【事業主体】 地方公共団体 【補助率】1/3 ※地方公共団体が助成を行っているものは、助成額の1/2(ただし総費用の1/3を限度とする)
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表) (内線:32953)	①社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市公園・緑地等事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 ②補助事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援する 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者 【補助率】 直接補助:整備費1/2、用地費1/3(ただし、社会資本整備総合交付金もしくは防災・安全交付金による公園緑地の整備にかかる用地費に限る) 間接補助:整備費1/3 等
林野庁 森林整備部 治山課	03-6744-2309(直通)	治山事業、森林整備事業	水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、治山施設の整備と荒廃森林の整備等を実施する。 【事業主体】都道府県 等 【補助率】1/2 等
国土交通省 道路局 環境安全・防災課	03-5253-8111(代表) (内線:38232,38233)	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 道路事業	一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業 【事業主体】 地方公共団体 【補助率】1/2 等

(税制)

省庁 部局・課名	連絡先	税制名	特例措置の対象	特例措置の内容
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設にかかる課税標準の特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において、同法第9条の規定に基づく都道府県知事の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置が義務付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減

※支援制度の詳細については、以下のURLをご参照ください。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/materials/materials/pdf/amamizu_tyoryu_kanyo_jigyo.pdf